

第六十一号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第十三条第八項第二号中「含む。」を「含む。第五号において同じ。」又は「パートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第五号中「同条第二項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、遺族の範囲等に関する規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。